

第 11 回統計データの二次的利用促進に関する研究会議事概要

- 1 日 時：平成 23 年 6 月 27 日（月） 14:00～16:07
- 2 場 所：総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室
- 3 出席者：廣松座長、玄田委員、椿委員、安田委員（縣委員は欠席）
池川政策統括官、千野管理官、浜東調査官
《オブザーバー》
内閣府（統計委員会担当室）、内閣府（経済社会総合研究所）、総務省統計局、財務省、
文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、日本銀行、
独立行政法人統計センター
《事務局》
総務省政策統括官（統計基準担当）統計企画管理官室（上田管理官補佐ほか 3 名）
- 4 議 題：(1) 用語の定義について
(2) 検討に当たっての考え方や守るべき原則
(3) オーダーメイド集計等に関する整理

5 議事の概要及び意見等

○ 議題 1 用語の定義について

事務局から、前回の研究会における指摘を踏まえ、「パブリック・ユース・ファイル」の説明について、「データのスワッピング、パータバージョン（ゆらぎの注入）など強度の秘匿処理が行われたもの」と説明文を修正した旨報告が行われ、了解を得た。

○ 議題 2 検討に当たっての考え方や守るべき原則

事務局から、前回の研究会における指摘を踏まえた修正案の説明が行われ、資料 2 を一部修正の上※、了解が得られた。

※「個別の標本の識別を行うことなく～」→「個別の調査対象の識別を行うことなく～」

○ 議題 3 オーダーメイド集計等に関する整理

事務局から、資料 3 を用いて研究会における検討に当たっての前提条件について説明が行われ、引き続き資料 4 を用いて、オーダーメイド集計について意見交換・質疑応答が行われた。

① 我が国のオーダーメイド集計（従来のオーダーメイド集計）

現在、行政機関等において提供されているオーダーメイド集計の実態について、分析結果の説明が行われ、その後、意見交換が行われた。

（主な意見、質疑応答）

【秘匿の程度について】

- ・ 一次秘匿を行っているということだが、これまでトラブルは発生していないか。（玄田委員）
→ 秘匿しすぎているとのクレームはあったことがあるが、秘匿事態に問題があつて秘匿が

破られたというようなトラブルは聞いていない。(事務局)

- ・ オーダーメイド集計結果の提供について、現行の公開前提の提供と異なり、学者の方から公表を条件としない形で提供してもらえないのかという要望が出てくるのではないかと。また、現在の秘匿の方法についても、一次秘匿ではなくて本来は二次秘匿まで必要ではないかと。(安田委員)

【秘匿の基準について】

- ・ 秘匿の原則を府省横断で確立せざるを得ないのではないかと。利用要件を緩和するのであれば元々の表章を見直すことが必要ではないかと。各府省の基準はどうなっているのか。(椿委員)
- ・ 元の統計審議会のときであったと思うが、公表に当たって遵守すべき決まりという位置付けで定められものがあつたような記憶がある。一応の目安はあり、必ずしも各府省で統一されている訳ではなく、運用上も統一されているわけではないと思う。この点については事務局で調べて報告してほしい。(廣松座長)
- ・ 共通的な基準ということであるが、統計調査によって正確が異なるものであり、これを作ることは不可能ではないかと。基準というよりガイドラインという感じではないかと。(玄田委員)
- ・ 基準を作るというスタンスではなく、今までは集計表という形での公表であるが、オーダーメイド集計とか匿名データの提供とか別の提供形態を始めており、より一層利用促進していかうとしたときにどう考えるかという風にとらえていただきたい。(廣松座長)
- 意見を踏まえ、各府省と相談の上、一次報告書をまとめる段階で検討したい。(事務局)

② プログラム送付型集計の具体例

プログラム送付型集計の例として、ルクセンブルグ・インカム・スタディ (LIS) 及びオーストラリア政府における取組を説明し、意見交換を行った。

(主な意見、質疑応答)

【集計結果の確認、リスクについて】

- ・ プログラムが間違っていた場合は、却下されるような仕組みになっているのか。(廣松座長)
- 回らなかったという結果のみを返していると聞いている。(事務局)
- ・ LIS もオーストラリアの制度も受け付けた集計依頼を自動的に返すような単純なものではないのではないかと。一種、労働集約的で、かつ専門的知識を持った人が間に介在しないと機能しないしくみではないかと。今後海外の事例を調べるとすれば、どのような作業が間に介在するのか細かく調べるべき。(玄田委員)
- ・ 我が国においてプログラム送付型集計サービスを立ち上げる場合、どこにリスクがあるか、開示リスクがあるかよく理解している者、例えばソフトウェア会社の協力がないと難しいのではないかと。ただし、仮にそのような者の補助があつたとしても、最終的な目視無しでは無理だと思う。(椿委員)

【サービスの内容について】

- ・ SAS とか SPSS というソフトウェアには回帰分析、多変量分析の機能がある。この処理も受け付けているのか。また、SAS は IML といったプログラミング言語が内蔵されており、かなりフレキシブルにプログラムを書けるようになっている。LIS とかどういふふうなしくみになつ

ているか知りたい。(樁委員)

→ LIS では単純な集計表だけでなく回帰分析も受け付けており、そういう利用の方が多いと認識している。IML を使うかは不明。(総務省高田調査官)

→ 可能な範囲で調べたい。(事務局)

【利用者に求める研修等】

- ・ LIS では、当初、ルクセンブルグに出向いて講習を受けることを提供の条件としていた。もし、日本でプログラム送付型集計を導入するのであれば、初めの4～5年は何らかの形で講習会を頻繁に行わなければ、この仕組みはきちんと定着しないと思う。(安田委員)

【調査票情報の保護について】

- ・ 我が国においては、調査票情報をネットワーク上でアクセスされるような可能性がある場所に置くということは考えにくい。万一それをやる場合には定評のある暗号化技術を導入しないと難しいのではないかと。(樁委員)

【その他】

- ・ プログラム送付型集計をオーダーメイド集計に含めるのかどうか。どちらかというオンラインサイト利用に近い方に位置するのではないかと。ちょうどオーダーメイド集計と33条の申請の間に入るような学者向けのシステムができれば利用者にとってはよいと思う。(安田委員)

③ 表頭・表側指定型集計の具体例

表頭・表側指定型集計の事例として、オーストラリア政府及びニュージーランド政府の取組について、具体的なイメージとして日本政府の e-Stat 及びニュージーランド政府の Table Builder のデモンストレーションを交え説明を行い、その後、意見交換を行った。

(主な意見、質疑応答)

【e-Stat について】

- ・ e-Stat は非常に便利なものだと思うが使われていない。明日まで原稿を書けと言われたときに e-Stat は非常に便利。(玄田委員)
- ・ e-Stat の機能について学者に伝わっていない。詳細集計の結果がオンラインで見られるということを何らかのかたちで機会があるごとにアナウンスしていただきたい。(安田委員)
- ・ e-Stat の利用者、利用範囲をもっと広げるというのは、当然取り組むべき課題である。(廣松座長)

【レディメイド集計】

- ・ レディメイド集計の拡充を図るというのが、現段階では非常に重要。e-Stat は作成される表が制限されていると思うが、利用者からコメントを求める体制を作っていくことはあってよいのではないかと。オーダーメイド集計とレディメイド集計はまったく別の概念であるということをしつかり認識の上、レディメイド集計を整備拡充していくというのが現段階では筋ではないかと。(玄田委員)

【その他】

- ・ アメリカのセンサス局データセンターが新しく立ち上がっており、中途半端な形であるが集計表しか出さないということで秘匿加工したデータをオンラインで供しているものがある。センサス局の配下であるので調べてみて欲しい。(安田委員)
- ・ オーダーメイド集計の特別集計結果を公表するようなシステムができあがれば、データの種類が増えるのではないかと思う。学者は論文を出した後しか提供しないと思うが、これを政府が受け入れて公開できるようなシステムを作ってもらえればよい。一元的に管理することが利用者にとっては一番ベター。(安田委員)

④ その他に考えられる統計の提供の事例

公表された統計調査結果に付加価値を付した統計提供の事例として、日本政府の e-Stat (統計 GIS システム) 及びイギリスの Data. gov. UK をベースにしたアプリケーションのデモンストラーションを交え説明を行い、その後、意見交換を行った。

(主な意見、質疑応答)

【一般向けサービスについて】

- ・ 二次的利用について、統計の専門家に対するサービス部分の向上に目を奪われがちではあるが、どちらかと言うと一般ユーザに向けてのサービスを向上するのが本来大事。ただ、統計センターを含めて公的機関で全部担っていくのは現実的に極めて厳しいのではないか。(玄田委員)
- ・ 一般ユーザ向けにわかりやすい情報を提供していくことについて、何を提供するかということには大きな議論が必要。独身の分布とか、イギリスの例のように犯罪の多発件数だとか、より生活に密着した情報のニーズはあると思う。だが、日本がイギリスと同じようにできるのかという疑問。いくつかの段階を踏んで、そういう情報を公開すべきかどうか議論しなくてはいけない。(玄田委員)
- ・ イギリスの Data. gov. UK の犯罪統計の例を見た上での感想だが、これを日本で政府が公表するとなると、とたんに何か言われると思う。議論が必要。(廣松座長)

【専門家向け付加価値サービスについて】

- ・ 付加価値ということに関して言えば、マージできることが重要。複数のデータを相互に活用することによって明らかになる新たな事実というのが、もっとも付加価値が高い。(玄田委員)

【官学の役割について】

- ・ 学と官との連携で新しいタイプの空間的なビジュアライゼーションを含めたような特別集計に当たるような統計を系統的に開発することができるかもしれない。学にとって競争的な資金というのはいくつかあるわけで、それなりに研究テーマとして魅力的なものを形成できればよい。学と官がうまく連携できるしくみがあれば非常にありがたい。(椿委員)
- ・ 私どもの研究所においても、時空間のビジュアライゼーションという一般研究者に公開できるようなシステムを作る方針としている。それを使って初めてやったのが地震の震源。何が公表できるのかという制度的な検討は必要であるが、民にとってもすごくニーズがあるだ

ろうと思う。(椿委員)

【民との連携について】

- Data.gov.UK については民間アプリケーションを使っているとのことだが、データそのものはどうなっているのか。
→ データは政府が提供している。資金回収の方法は詳細不明であるが、この政府が提供したデータに民間がアプリケーションを付けるというスキームが構築されている。(事務局)
- これを日本でやろうとするとインターフェイスを公開することになると思う。インターフェイスを民間に開放すれば、いろんなアイデアを入れてアプリケーションができる。統計を取るほうからするとこういうこともできるというアピールにもなる。今でも公開されているデータで十分いろんなことができるはず。(安田委員)

【その他】

- 民間では、自分のところが持っている位置情報を統計化して、それを試験的に提供し始めているところもある。営利的な利用も含めた段階において、まさに付加価値を付けたデータ提供の在り方というのは、大変大きな問題になるだろう。統計地図とか地図情報というのは大変貴重な、あるいは関心のあるものではないかと思う。(廣松座長)

⑤ 利用制限について

現在、オーダーメイド集計に利用制限を課している事に関して、その理由としている「行政資源の消費増大の抑制」及び「調査対象者に与える不安への対応」の観点から、「表頭・表側指定型集計」を仮に実施する場合、「プログラム送付型集計」を仮に実施する場合及び「付加価値を付した統計の提供」を仮に実施する場合にどのように分析されるか、どのような対策が考えられるか整理を行い、その上で利用目的の拡大について意見交換を行った。

(主な意見、質疑応答)

【研修制・ライセンス制等の導入について】

- 利用制限を設けないとか、ニーズに対応するという要請を確保するということと、透明性を確保した上で資格制度を導入するということは決して矛盾しないと考える。研修制度を利用可能にして、しかるべき知識や経験や統計倫理を持った人に対してライセンスを提供することで、統計の利用に関する秩序が守られているということも調査協力者に対する信頼確保ということになると思う。ライセンス制度とか研修制度を考えるということも、組織に対して付与することも、同時に、個人に対して適切な権限を付与する、透明性を確保した上で権限を付与するということが矛盾しないのではないか。(玄田委員)
- 学会レベルではあるが、社会調査士とか、また、統計調査士という検定制度が始まるようになってきている。統計の倫理だとか、マイクロデータの使い方に関する必要最低限の内容を入れることにより、その資格を持っている人に対しては、例えばプログラム送付型集計を認めるとか、そういう連携の仕方もあり得ると思う。(廣松座長)

【利用目的拡大への課題について】

- 公的な情報を何に利用しているのかということに関しては、それなりに規範が必要。倫理

と力量というのは非常に大きな話で、やはり不正なことを排除するということが、統計に関して一般的に認められる倫理、研究者にとっては研究倫理を持って不正を押さえることは可能かと思う。(椿委員)

- 一方、民間において、ライバル競合他社に情報的な面で優位に立とうとする活動をどのように考えるか。海外のようにどこの企業にも統計家がいる、それなりの力量を発揮している世界であれば自由競争に任せて、互いにベストを尽くして競争して戦えばよいということになると思うが、当面、我が国においては、そのような力量を持った企業とか自治体とかは、むしろ限定的。日本における統計リテラシーと倫理を急速に発展させ、統計を適正に利用できるような人たちを増やすということに尽きる。それに至るまでのプロセスを少し慎重に考える必要がある。(椿委員)
- 理想として将来的には利用制限を設けないサービスの提供というのが基本になるべきだと思うが、現時点でいきなりそちらの方に軸足を移すことは問題がありそう。(廣松座長)
- オーダーメイド集計に限定してということで、調査票情報を国のものとするのか、個人のものとするのか、それを勝手に営利、非営利含めて自由に使わせて良いのかどうか、どこかでコンセンサスが必要。それをどこで担保するのかということが最大の問題ではないか。技術的な話でいけば、制限なしとなってもそれほど問題が出るとは思えない。(安田委員)

○ 次回の研究会は8月下旬～9月上旬予定。

(文責：統計企画管理官付高度利用担当)